

第7号議案

蒲郡市消防団条例の一部改正について

蒲郡市消防団条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市消防団条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

支援団員の定員を変更し、及び消防団員の処遇改善を図るため提案する。



## 蒲郡市消防団条例の一部を改正する条例

蒲郡市消防団条例(平成23年蒲郡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「58人」を「67人」に改める。

第10条第2項中「前項の報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「団員には、」を「基本団員には、」に、「報酬を支給する」を「年額報酬を支給し、支援団員には、年額報酬を支給しない」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第10条に次の1項を加える。

- 4 団員が災害、訓練等により出動したときは、別表第2に掲げる出動報酬を支給する。

第11条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表第2を次のように改める。

### 別表第2 (第10条関係)

種別	出動及び時間の区分	報酬額
災害出動	1 出動で2時間未満	2,000円
	1 出動で2時間以上4時間未満	4,000円
	1 出動で4時間以上6時間未満	6,000円
	1 出動で6時間以上	8,000円
訓練出動	1 出動	2,000円

### 備考

- 「災害出動」とは、火災が発生した場合に出動すること、地震、津波、台風等の災害を警戒するため出動し、若しくはこれらの災害が発生した場合に出動すること又は行方不明者等の捜索に出動することをいう。
- 「訓練出動」とは、火災対応等の訓練、消防出初め式等の行事又はこれらと同等の内容を付する事業に出動することをいう。

### 附 則

#### (施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の第10条第4項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた出勤報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた費用弁償については、なお従前の例による。